主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人三宅次郎の上告理由第一点について。

原判決は、上告人主張の事由による賃貸借終了の事実は認められず、被上告人は 依然、賃借権を有するものとして、その不法占有の事実を否定しているものであり、 これと異る前提にたつ論旨は採用できない。

その余の論旨は「最高裁判所における民事上告事作の審判の特例に関する法律」 (昭和二五年五月四日法律一三八号)一号乃至三号のいずれにも該当せず、又同法 にいわゆる「法令の解釈に関する重要な主張を含む」ものと認められない。 よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとお り判決する。

最高裁判所第二小法廷

| 裁判長裁判官 | 果 | Щ | | 戊 |
|--------|---|---|----|---|
| 裁判官 | 小 | 谷 | 勝 | 重 |
| 裁判官 | 藤 | 田 | 八 | 郎 |
| 裁判官 | 谷 | 村 | 唯一 | 郎 |
| 裁判官 | 池 | 田 | | 克 |